

松本市特定型ネーミングライツ・パートナー募集要項

令和4年7月

松本市では、以下の施設のネーミングライツ・パートナーを募集します。

本要項は、市が選定した施設のネーミングライツ・パートナーの募集にあたり必要な事項について定めたものです。

I 対象施設一覧

| 番号 | 施設名・所在地など | 希望金額（年額） |
|----|--|-------------------------|
| | | 希望期間 |
| 1 | 松本市総合体育館 所在地：松本市美須々5番1号 | 880万円 |
| | | R5年4月～R7年3月 (2年間) |
| 2 | 松本市野球場 所在地：松本市浅間温泉1丁目9番1号 | 470万円 |
| | | R5年4月～R10年3月 (5年間) |
| 3 | 松本市営松本城大手門駐車場 所在地：立体駐車場 松本市大手2丁目3番10号 平面式駐車場 松本市大手2丁目4番19号 | 50万円 |
| | | R5年1月～R9年3月 (4年3か月) |
| 4 | 芳川公園 所在地：松本市小屋北1丁目955番 | 50万円 |
| | | R5年1月～R10年3月 (5年3か月) |
| 5 | 松本市大庭駅パークアンドライド駐車場 所在地：松本市大字島立1868番地7 | 15万円 |
| | | R5年1月～R10年3月 (5年3か月) |

※対象施設の概要等については、「Ⅲ 施設特有の項目」を確認してください。

※希望金額は、市としての希望額であり、これを下回る応募も可能です。ただし、応募金額は、審査の際の評価の対象となります。

II 共通項目

1 愛称の条件等

(1) 愛称の条件

ア 施設の設置目的や性格にふさわしく、親しみやすさや呼びやすさなど、市民の理解が得られるものとします。

イ 次のいずれかに該当するものは、愛称の対象としません。

(ア) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

- (イ) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (ウ) 第三者の商標権・著作権等の侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (エ) 政治性又は宗教性のあるもの
- (オ) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- (カ) 市政運営に支障を及ぼし又は市の信用又は品位を害するおそれのあるもの
- (キ) 個人名を冠したもの
- (ク) その他愛称として使用することが適当でないと認められるもの

ウ 契約期間内における愛称の変更はできません。

エ 条例等で定める施設の正式名称は変更しません。

オ 愛称が定着するまでの期間（おおむね1年程度）は、正式名称を併記する場合があります。

(2) 特典の提案

命名権者（ネーミングライツ・パートナー。以下「パートナー」という。）に付与する特典については、別途協議の上、決定するものとします。希望する特典について提案してください。

また、予め各施設で設けている特典については、「Ⅲ 施設特有の項目」を確認してください。

2 募集期間

令和4年7月26日（火）～8月26日（金）

※ただし、持参の場合は、土日、祝日を除きます。

3 全体スケジュール

| 時 期 | | 内 容 |
|------|-------------------|------------------|
| 令和4年 | 7月7日（木） | 募集書類（※1）の配布 |
| | 7月7日（木）～7月22日（金） | 質問の受付 |
| | 7月25日（月） | 質問の回答 |
| | 7月26日（火）～8月26日（金） | 応募受付 |
| | ～10月中旬 | 審査結果通知 |
| | 10月 | 契約締結 |
| 令和5年 | 11月～12月 | 施設の表示変更（工事） |
| | 1月～ | 愛称（新名称）の使用開始（※2） |

※1 募集書類については、松本市公式ホームページからダウンロード可能です。（7月7日～）

※2 募集施設によって、令和5年4月から愛称使用開始としているものもあります。

4 応募資格

応募資格を有する者は、以下の条件のいずれにも該当しない個人、法人及びその他団体とします。

- (1) 法令等に違反しているもの
- (2) 市税を滞納しているもの
- (3) 市から入札参加資格の指名停止を受けているもの
- (4) 再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更正手続中のもの
- (5) 政治性又は宗教性のある事業を行うもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で、風俗営業と規定されるもの
- (7) 代表者等（役員及び経営に事実上参加している者）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団の構成員等であるもの
- (8) その他ネーミングライツを取得することが適当でないと認められるもの

5 提出書類

- (1) ネーミングライツ事業申込書・・・様式第 3～5 号
- (2) 会社概要（※法人のみ）
- (3) 直近 3 事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書（※法人のみ）
- (4) 法人の登記事項証明書又は住民票の写し
- (5) 松本市に滞納がない証明書（※松本市に納税義務がある場合のみ）及び直近 1 事業年度分の納税証明書（法人税・消費税及び地方消費税）
- (6) 愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要の分かるもの

6 応募方法

応募書類（各 1 部）を取りまとめの上、以下のいずれかの方法で提出してください。

- (1) 郵送：下記の応募先へ書留又は簡易書留により郵送してください。

〒390-8620

長野県松本市丸の内 3-7 松本市役所 財政部 契約管財課（本庁舎別棟 2 階）

- (2) 持参：土曜日、日曜日、祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時までの間に、上記の応募先までご持参ください。

7 選定方法

- (1) 審査方法等

松本市ネーミングライツ選定委員会で提案内容の審査を行います。選定委員会では、応募資格、愛称の条件等を満たしているか確認するとともに、次の項

目により総合的に審査し優先交渉者を選定します。

| 審査項目 | 審査のポイント | 配点 |
|-----------|--|-----|
| 応募の趣旨 | ・ネーミングライツ応募の趣旨・目的 | 10 |
| 愛称案 | ・市民にとっての親しみやすさ、わかりやすさ ・施設の設置目的やイメージとの整合 | 20 |
| ネーミングライツ料 | ・応募金額の妥当性 | 40 |
| 契約期間 | ・契約期間の妥当性 | 10 |
| 経営の安定性 | ・財務状況から見た経営の安定性 ・ネーミングライツ料の支払い能力 | 10 |
| 地域貢献等 | ・地域貢献や文化・スポーツ振興等に対する理念 ・活動実績及び今後の計画 | 10 |
| 計 | | 100 |

(2) 優先交渉者の決定

選定委員会の審査結果を踏まえ、庁内会議において優先交渉者を決定します。

(3) 審査結果の通知

応募者全員に文書で結果を通知します。（10月中旬頃を予定）

(4) 契約の締結

優先交渉者と契約に向けた細部の協議・調整を行い、合意に至った時点で契約を締結します。

(5) 公表

契約の締結後、広報まつもと及び市のホームページを通じてパートナーの名称、施設等の愛称、契約金額、契約期間等について公表します。

8 費用負担

市とパートナーとの費用負担は、次によるものとし、契約終了後の原状回復についても同様の取扱いとします。なお、当該費用については、ネーミングライツ料とは別にご負担いただきます。

| 区 分 | 市 | パートナー |
|---------------------------|---|-------|
| 敷地内外の施設看板や道路標識等の表示変更(※1) | | ○ |
| 協定期間終了後の原状回復 | | ○ |
| 市が発行する印刷物やホームページの表示変更(※2) | ○ | |

※1 表示変更は、市や関係機関等と協議の上、変更可能なものについて行います。

※2 印刷物やホームページの表示変更は、契約締結後に作成する分からとします。

9 契約の解除

(1) 市の解除権

パートナーが市の指定する期日までにネーミングライツ料を納入しないとき又はパートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したときは、市は、契約満了を待たず契約を解除できることとします。

(2) 解除に伴う費用負担

上記の契約の解除に伴い必要となる看板撤去、標識等の原状回復等の費用についても、パートナー側の負担とします。

(3) 契約満了前であっても、すでに納付されたネーミングライツ料は返還しません。

10 留意事項

(1) 応募にかかる費用は、全額提案者の負担とします。

(2) 必要に応じて追加書類の提出を依頼する場合があります。

(3) 提出された書類は返却しません。

(4) 提出された書類は、パートナーの選考に使用するほか、関係機関との協議の際、提示することがあります。

(5) 提出された書類は、松本市情報公開条例（平成13年条例第72号）に基づき公開することがあります。

11 問い合わせ先

松本市財政部契約管財課

(TEL) 0263-34-3010 (FAX) 0263-36-2592

(E-mail) keiyaku@city.matsumoto.lg.jp

Ⅲ 施設特有の項目


【施設番号1 松本市総合体育館】

1 募集の目的

松本市総合体育館への命名権（ネーミングライツ）の付与を通じて、自主財源を確保するとともに、民間企業との協働により施設の知名度や魅力を高めるものです。

2 募集概要

(1) 施設概要

| | |
|---|---|
|  | 開館年月：平成3年4月1日 施設規模：メインアリーナ 39m×65m サブアリーナ 30m×37m 第1トレーニング室、第2トレーニング室 会議室（特別室、大小会議室） 収容人数：3,000～7,000人（メインアリーナ） 192人（サブアリーナ） 利用状況：73,762人（令和3年度延べ利用者数） 指定管理：管理者 ミズノ・松本市スポーツ協会グループ 協定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日 |
|---|---|

ホームページ：<https://shisetsu.mizuno.jp/m-7616>

(2) 愛称の条件

共通項目のとおり

3 ネーミングライツ・パートナー特典の提案

| 区分 | 内容 |
|-----------|--|
| 愛称の掲出 | 指定する箇所に愛称の掲出が可能です。 大きさ・配色などについては別途協議が必要となります。 費用負担は、ネーミングライツ・パートナーとなります。 |
| 広告スペースの設置 | ネーミングライツ・パートナーの商品等を掲示するPRコーナーを施設内に設置することができます。 費用負担は、ネーミングライツ・パートナーとなります。 |
| 施設使用料の減免 | 1年に1回、施設のメインアリーナ・サブアリーナを無料で使用することができます。ただし、使用申請は、所定の手続きを必要とします。 |

ネーミングライツ・パートナーに付与する特典については、上記の他、別途協議の上、決定するものとします。希望する特典について提案してください。

4 施設に関する問い合わせ先

所管課：文化観光部スポーツ推進課

住所：松本市美須々5番1号

電話：0263-45-9511 FAX：0263-45-1024

E-mail: taiiku@coty.matsumoto.lg.jp


【施設名称 松本市野球場】

1 募集の目的

松本市野球場への命名権（ネーミングライツ）の付与を通じて、自主財源を確保するとともに、民間企業との協働により施設の知名度や魅力を高めるものです。

2 募集概要

(1) 施設概要

| | |
|---|---|
|  | 開館年月：平成3年6月24日 施設規模：グラウンド13,694㎡（夜間照明設備あり） 内野スタンド8,989㎡ 外野スタンド4,550㎡ 芝生席 収容人数：25,000人 利用状況：38,665人（令和3年度延べ利用者数） 指定管理：管理者 令和4年度公募 協定期間 令和3年4月1日から令和5年3月31日 （現管理者 信州グリーン・シミズオクトグループ） |
|---|---|

ホームページ：<https://www.matsumotoshi-yakyujo.com/>

(2) 愛称の条件

共通項目のとおり

3 ネーミングライツ・パートナー特典の提案

| 区分 | 内容 |
|-----------|--|
| 愛称の掲出 | 指定する箇所に愛称の掲出が可能です。 大きさ・配色などについては別途協議が必要となります。 費用負担は、ネーミングライツ・パートナーとなります。 |
| 広告スペースの設置 | ネーミングライツ・パートナーの商品等を掲示するPRコーナーを施設内に設置することができます。 また、高校野球の大会で電光掲示板に企業PRを表示することができます。表示の回数等については別途協議が必要となります。 費用負担は、ネーミングライツ・パートナーとなります。 |
| 施設使用料の減免 | 1年に1回、施設を無料で使用することができます。ただし、使用申請は、所定の手続きを必要とします。 |

ネーミングライツ・パートナーに付与する特典については、上記の他、別途協議の上、決定するものとします。希望する特典について提案してください。

4 施設に関する問い合わせ先

所管課：文化観光部スポーツ推進課

住所：松本市美須々5番1号

電話：0263-45-9511 FAX：0263-45-1024

E-mail: taiiku@city.matsumoto.lg.jp


【施設番号3 松本市営松本城大手門駐車場】

1 募集の目的

松本市営松本城大手門駐車場への命名権（ネーミングライツ）の付与を通じて、自主財源を確保するとともに、民間企業との協働により施設の知名度や魅力を高めるものです。

2 募集概要

(1) 施設概要

| | | |
|--|------------|--------------------------------|
|  | 立体駐車場供用開始 | 平成 4年 7月 |
| | 平面式駐車場供用開始 | 平成30年11月 |
| 施設規模 | 立体駐車場 | 普通車 437台 |
| | 平面式駐車場 | 大型車 12台 障がい者用 4台 バイク 15台 |
| 利用状況（令和3年度） | 普通車 | 79,849台 |
| | 大型車 | 1,289台 |
| | バイク | 2,014台 |
| 指定管理事業者 TOY BOX (指定管理期間：令和2年4月1日～令和5年3月31日) | | |

ホームページ：<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/75/5760.html>

(2) 愛称の条件

- ・ 共通項目のとおり
- ・ 新名称には、企業名や商品名等の他に、「大手門」の字句を必ず使用してください。

3 ネーミングライツ・パートナー特典の提案

ネーミングライツ・パートナーに付与する特典については、別途協議の上、決定するものとします。希望する特典について提案してください。

4 施設に関する問い合わせ先

所管課：産業振興部商工課

住 所：松本市丸の内3-7（本庁舎5階）

電 話：0263-34-3110 FAX：0263-34-3008

E-mail：shoukou@city.matsumoto.lg.jp


【施設番号4 芳川公園】

1 募集の目的

芳川公園への命名権（ネーミングライツ）の付与を通じて、自主財源を確保するとともに、民間企業との協働により施設の知名度や魅力を高めるものです。

2 募集概要

(1) 施設概要

| | | |
|---|--------------------------|---|
|  | 開設日 施設・設備概要 管理委託業者 | 平成8年4月1日 面積39,000㎡ 噴水 遊具施設 トイレ その他 松本広域シルバー人材センター |
|---|--------------------------|---|

ホームページ：<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/map/m63056.html>

(2) 愛称の条件

- ・ 共通項目のとおり
- ・ 新名称には、企業名や商品名等の他に、「芳川公園」の字句を必ず使用してください。

3 ネーミングライツ・パートナー特典の提案

| 区 分 | 内 容 |
|-----------|---|
| 広告スペースの設置 | ネーミングライツ・パートナーの企業名、商品名を公園施設内の舗装部分に企業マーク等をペイントすることが出来ます。 |

ネーミングライツ・パートナーに付与する特典については、上記の他、別途協議の上、決定するものとします。希望する特典について提案してください。

4 施設に関する問い合わせ先

所管課：建設部公園緑地課

住 所：松本市大手3丁目8番13号（大手事務所6階）

電 話：0263-34-3254 FAX：0263-34-3299

E-mail: kouen@city.nagano.lg.jp


【施設番号5 松本市大庭駅パークアンドライド駐車場】

1 募集の目的

松本市大庭駅パークアンドライド駐車場への命名権（ネーミングライツ）の付与を通じて、自主財源を確保するとともに、民間企業との協働により施設の知名度や魅力を高めるものです。

2 募集概要

(1) 施設概要

| | |
|---|--|
|  | <p>運用開始 平成29年12月</p> <p>使用料 24時間以内200円 24時間を超える24時間以内ごと200円</p> <p>利用対象者 大庭駅をご利用の方</p> <p>駐車台数 最大51台 (うち車いす使用者用駐車スペース2台)</p> <p>利用時間 365日24時間利用可能</p> <p>利用率 令和元年度 43% 令和2年度 52% 令和3年度 76%</p> |
|---|--|

ホームページ：<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/224/2891.html>

(2) 愛称の条件

- ・ 共通項目のとおり
- ・ 新名称には、企業名や商品名等の他に、「大庭パークアンドライド」の字句を必ず使用してください。

3 ネーミングライツ・パートナー特典の提案

ネーミングライツ・パートナーに付与する特典については、別途協議の上、決定するものとします。希望する特典について提案してください。

4 施設に関する問い合わせ先

所管課：松本市交通部交通ネットワーク課

住 所：松本市丸の内3-7（東庁舎4階）

電 話：0263-34-3286 FAX：0263-34-3202

E-mail：koutsu-nw@city.matsumoto.lg.jp